

当別町新庁舎建設事業
基本協定書（案）

令和 年 月
当別町

(目次)

第1条（目的）	1
第2条（本施設の概要）	1
第3条（土地の使用貸借）	1
第4条（本施設の整備）	2
第5条（特別目的会社の設立）	2
第6条（特別目的会社への権利義務の承継）	2
第7条（各担当業務契約の締結）	2
第8条（代表企業及び構成企業の責任）	3
第9条（本施設の賃貸借）	3
第10条（本契約の不調）	3
第11条（有効期間）	4
第12条（秘密保持）	4
第13条（管轄裁判所）	4
第14条（誠実協議）	4

当別町新庁舎建設事業 基本協定書（案）

当別町新庁舎建設事業（以下「本事業」という。）に関して、当別町（以下「町」という。）と、本事業の優先交渉権者として選定された単独応募者または本業務を遂行するために複数の事業者等が連携して参加する任意の共同体の代表企業である株式会社〇〇（以下「代表企業」という。）及び別紙「構成企業一覧」に記載する各構成企業（以下、代表企業と各構成企業を総称して「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり合意し、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定で使用される用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、実施方針において定義された意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、町が令和8年9月に公表した「当別町新庁舎建設事業基本方針」（その後の修正を含む。以下「基本方針」という。）に従って応募者が提出した提案書類（以下「提案書」という。）に基づき、本事業を実施する者として優先交渉権者（以下「事業者」という。）が選定されたことを確認し、事業者が、提案書に記載する事業方式（リース方式又はその他の事業方式をいう。以下同じ。）に従って本施設である当別町新庁舎を整備し、これを町に賃貸し、又は町へ引き渡すことに向けての町及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（本施設の概要）

第2条 本施設の概要は、下記のとおりであり、詳細は要求水準書等（本協定、リース契約書又はその他の事業契約書、要求水準書及び基本方針等の総称をいう。以下同じ。）に定める。

記

名称： 当別町役場新庁舎
設置場所： 石狩郡当別町末広 面積：13,790.16㎡の一部（敷地範囲は事業者の提案による。）
構造： 提案による
その他： その他、基本的な計画については、要求水準書等及び提案書に従い、町及び事業者が協議の上決定する。

（土地の使用貸借）

第3条 町は、事業契約が成立した後、当該事業契約に基づき、本施設の設計、解体撤去及び建設に必要な範囲で、事業者に対して本施設の設置に供する土地を無償で使用させるものとする。

- 2 前項の土地使用に係る使用期間、使用範囲、管理責任、原状回復、第三者への使用許可及びその他の条件は、事業契約及びその別紙に定めるものとする。
- 3 本協定の締結のみをもって、事業者に対する土地使用貸借その他の土地権利が設定されるものではない。
- 4 事業契約成立前に現地調査その他の目的で土地への立入りが必要となる場合、事業者は、町の事前承諾を得た上で、町が指定する条件に従い立ち入ることができる。

（本施設の整備）

第4条 事業者は、要求水準書等及び提案書に従い、本施設を整備する。

（特別目的会社の設立）

第5条 事業者は、提案書において特別目的会社を設立する事業実施体制を提案した場合、本協定締結後、事業契約の仮契約締結日の前日までに、会社法に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を当別町内に設立しなければならない。

2 代表企業及び各構成企業は、基本方針及び提案書に記載した出資比率に従い、SPCに対する出資を行うものとする。代表企業は、SPCの議決権付株式の総数の50%を超える株式を保有し、事業契約期間中、町の事前の書面による承諾なく当該出資比率を変更してはならない。

3 事業者は、SPCの設立後直ちに、登記事項証明書、定款、株主名簿、出資者及び出資比率を確認できる資料その他町が合理的に求める資料を町に提出しなければならない。

4 事業者は、SPCをして、町との間で、事業契約を締結させなければならない。

5 代表企業及び各構成企業は、自らの責めに帰すべき事由により、SPCの設立、出資又は事業契約の締結を妨げてはならず、これらの実現のために必要となる手続に相互に協力しなければならない。

（特別目的会社への権利義務の承継）

第6条 代表企業及び各構成企業は、SPC設立後、町の承諾を得て、本協定に基づく事業者の地位並びに本協定上の権利及び義務のうち、本事業の実施主体としてSPCが承継すべきものをSPCに承継させるものとする。

2 前項の承継は、町、代表企業、各構成企業及びSPCが締結する地位承継契約又は事業契約において明示的に確認するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる義務はSPCへの承継後も代表企業及び各構成企業に存続する。

（1）特別目的会社に対する出資義務

（2）第7条に定める各担当業務契約の締結義務

（3）秘密保持義務

（4）自らの責めに帰すべき事由により町又はSPCに生じた損害の賠償義務

（5）その他、その性質上代表企業又は各構成企業が負担すべき義務

4 SPCへの承継後における町に対する事業契約上の一元的な履行責任は、事業契約に定めるところによりSPCが負うものとし、代表企業及び各構成企業は、本協定、事業契約又は別途提出する保証書若しくは誓約書に明示された範囲を超えて、SPCと重複して事業契約上の責任を負わない。

（各担当業務契約の締結）

第7条

1 代表企業及び各構成企業は、提案書及び事業者の役割分担に従い、SPCとの間で、それぞれが担当する業務について、次に掲げる契約を締結しなければならない。

（1）統括管理業務委託契約

（2）解体撤去工事請負契約

（3）設計業務委託契約

（4）建設工事請負契約

（5）工事監理業務委託契約

（6）維持管理業務委託契約

（7）その他、提案書において代表企業又は構成企業が担当するとした業務に係る契約

2 前項の各契約は、各業務の開始前までに速やかに締結するものとする。

3 第1項の各契約は、事業契約に基づきSPCが町に対して負う義務と整合する内容とし、少なくとも、担当業務の範囲、業務対価、履行期限、要求水準、損害賠償、違約金、再委託、保険、保証、知的財産、秘密保持、契約終了時の引継ぎ及び解除条件を定めるものとする。

- 4 代表企業及び各構成企業は、町の求めがある場合、第1項の各契約の締結を確認できる書類を町に提出する。ただし、業務対価その他営業上秘密とする合理的な理由がある事項については、町と協議の上、その一部を非開示とすることができる。
- 5 代表企業及び各構成企業は、町の事前の書面による承諾なく、提案書に定める担当業務を放棄し、又はSPCとの各担当業務契約を解除してはならない。ただし、事業契約又は各担当業務契約に定める正当な解除事由がある場合は、この限りでない。

(代表企業及び構成企業の責任)

- 第8条 代表企業及び各構成企業は、提案書及び別紙「業務分担表」に定める自らの担当業務、本協定に基づく出資義務、特別目的会社との各担当業務契約の締結義務その他本協定において自らが負担することを明示された義務について、それぞれ責任を負う。
- 2 代表企業は、応募手続、町との連絡調整、特別目的会社の設立及び出資、統括管理業務並びに自らが担当する業務について責任を負うものとし、他の構成企業が担当する業務について、当該他の構成企業と連帯して責任を負わない。
 - 3 各構成企業は、自らが担当する業務について責任を負うものとし、他の構成企業が担当する業務について責任を負わない。
 - 4 前二項の規定は、代表企業又は構成企業の故意若しくは過失により生じた損害、当該企業が別途提出した保証書若しくは誓約書に基づく責任又は本協定において明示的に負担することとされた義務を免除するものではない。
 - 5 事業契約成立後における町に対する本事業全体の一元的な履行責任は、特別目的会社が負うものとする。代表企業及び各構成企業は、事業契約に明示された場合を除き、特別目的会社と重複して事業契約上の義務を負わない。

(本契約の締結)

- 第9条 町及び事業者は、本協定締結後、協議が整い次第、提案書に記載する事業方式がリース方式である場合は本施設に係るリース契約（以下「リース契約」という。）を、その他の方式である場合は本施設の設計、建設、引渡し及び所有権移転並びに維持管理等について定める事業契約（以下「事業契約」という。）を、それぞれ締結する。
- 2 リース契約における賃料又は事業契約における施設整備対価その他の対価については、提案書における提案額を基本とする。ただし、事業者は、本施設の確定内容を踏まえ、町に対して協議を申し入れることができる。

(本契約の不調)

- 第10条 町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によりリース契約又は事業契約（以下「本契約」という。）が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に町及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 町の責めに帰すべき事由（議会の議決が得られなかった場合を含む。）により本契約が締結に至らなかった場合には、町は、実施方針に定めるところにより、事業者が合理的に支出した提案深化費用、特別目的会社設立費用、金融機関及び専門家に係る費用並びに事前調査費用を、証憑に基づき実施方針に定める上限額の範囲で補償する。

(有効期間)

- 第11条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、リース契約又は事業契約の契約期間満了日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の有効期間の終了後も、本条、第12条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、リース契約又は事業契約が締結に至らなかった場合には、その

締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、本条、第10条及び第12条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持)

第12条 町及び事業者は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知った相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の内容である場合
 - (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
 - (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
 - (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
 - (5) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
 - (6) その他法令に基づき開示する場合
- 2 町は、前項の定めにかかわらず、本事業に関して知った行政情報に含まれる情報に関し、法令その他町の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 3 事業者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知った個人情報その他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、当別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月17日条例第1号）及び関係法令等を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。
- 4 事業者は、事業者の役員、従業員及び事業者の代理人又はコンサルタント、出資者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 町及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、札幌地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第14条 本協定の条項に定めるもののほか、事業者は、関係法令の定めるところに従うものとし、本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(町)

北海道石狩郡当別町白樺町 5 8 番地 9

当別町長 後藤 正洋

(優先交渉権者)

代表企業

所在地

商号

代表者氏名

構成企業

所在地

商号

代表者氏名

※以下、全構成企業について同様に記載する。